

2 寄附金

【改正の概要】

公益信託制度の見直しを踏まえ、令和6年度の税制改正において、内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち公益信託に関する法律第2条第1項第1号《定義》に規定する公益信託の信託財産とするために支出したその公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び国若しくは地方公共団体に対する寄附金若しくは指定寄附金又は特定公益増進法人に対する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、その寄附金の額の合計額は、一定の金額を限度（損金算入限度額）として、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に損金の額に算入することとされ（法37⑤）、同改正は令和8年4月1日に施行された。